

別表十六(一)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

御 注 意

- 1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。)
- 2 租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1					
構 造	2					
細 目	3					
取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
事業の用に供した年月	5					
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年
取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外
圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引取得価額(7)-(8)	9					
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10					
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△
損金に計上した当期償却額	14					
前期から繰り越した償却超過額	15	外		外		外
合 計(13)+(14)+(15)	16					
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	17					
残 存 価 額	18					
差引取得価額×5%(9)× $\frac{5}{100}$	19					
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	20					
旧定額法の償却率	21		円	円	円	円
算出償却額(19)×(20)	22	()	()	()	()	()
増 加 償 却 額(21)×割増率計	23					
(21)+(22)又は(16)-(18)	24					
算出償却額(18-1円)× $\frac{60}{60}$	25					
定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	26					
定 額 法 の 償 却 率	27					
算 出 償 却 額(25)×(27)	28		円	円	円	円
増 加 償 却 額(27)×割増率計	29		()	()	()	()
合 計(27)+(28)	30					
当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	31					
特別償却限度額	32	外	円	外	円	外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
合 計(30)+(32)+(33)	34					
当 期 償 却 額	35					
償 却 不 足 額(34)-(35)	36					
償 却 超 過 額(35)-(34)	37					
前期からの繰越	38	外		外		外
当期に繰り越すべき特別償却不足額((36)-(38))と(32)+(33)のうち少ない金額	39					
積立金取崩しによるもの	40					
合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	41					
翌期に繰り越すべき特別償却不足額((36)-(38))と(32)+(33)のうち少ない金額	42					
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
差引翌期への繰越額(42)-(43)	44					
翌期額への繰越	45	平	・ ・ 平	・ ・ 平	・ ・ 平	・ ・ 平
当期分不足額	46					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((36)-(38))と(32)のうち少ない金額	47					
備考						

P76～80参照

P80参照

別表十六(一) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P82～85参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第68条の10第1項第1号イ	10383 ※1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成27年旧措置法第68条の10第1項及び第6項 (同条第1項第1号イ)	10414 ※2	
	平成28年旧措置法第68条の10第1項及び第6項 (同条第1項第1号ロ)	10549 ※3	
	平成28年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ	10386 ※4	
	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第1号)	10567 ※5	
	第68条の10第1項 (第42条の5第1項第2号)	10280 ※6	
	平成28年旧措置法第68条の10第1項第2号	10286 ※7	

※1 区分番号「10383」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光発電設備について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

※2 区分番号「10414」は、平成27年4月1日前に取得等をした認定発電設備に該当する太陽光・風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※3 区分番号「10549」は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に取得等をした認定発電設備に該当する風力発電設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※4 区分番号「10386」は、平成28年4月1日前に新エネルギー利用設備等の取得等をした場合が該当します。

※5 区分番号「10567」は、平成28年4月1日以後に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないもの)に限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※6 区分番号「10280」は、二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

※7 区分番号「10286」は、平成28年4月1日前にエネルギー使用制御設備の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号)	10030	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号)	10033	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号)	10036	
	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号)	10039	
	第68条の11第2項	10470	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第68条の14第 1 項 (平成28年旧措置法第42条の10 第 1 項第 1 号イ)	10481 ※ 1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成28年旧措置法第68条の14第 1 項 (平成28年旧措置法第42条の10 第 1 項第 1 号ロ)	10484 ※ 2	
	第68条の14第 1 項 (第42条の10第 1 項第 1 号)	10569	
	第68条の14第 1 項 (第42条の10第 1 項第 2 号)	10487	

※ 1 区分番号「10481」は、平成28年 3 月31日までの期間内に取得等をした特定中核事業用設備について、即時償却の適用を受ける場合が該当します。

※ 2 区分番号「10484」は、平成28年 3 月31日までの期間内に取得等をした機械装置等(特定中核事業用設備を除きます。)について、特別償却の適用を受ける場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械 等を取得した場合の特別償却	第68条の14の 2 第 1 項	10291	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
地方活力向上地域において特定建物 等を取得した場合の特別償却	第68条の15第 1 項	10551	
特定中小連結法人が経営改善設備を 取得した場合の特別償却	第68条の15の 4 第 1 項	10428	
生産性向上設備等を取得した場合の 特別償却	第68条の15の 6 第 1 項	10492 ※	
	第68条の15の 6 第 1 項及び第 2 項	10495 ※	

※ 区分番号「10495」は、平成28年 3 月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について、即時償却の適用を受ける場合が該当し、平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの期間内に取得等をした特定生産性向上設備等について特別償却の適用を受ける場合は、区分番号「10492」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第 1 項第 1 号	10395	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
船舶の特別償却	第68条の16第 1 項第 2 号	10300	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第 1 項	10501	
	第68条の17第 2 項	10504	
関西文化学術研究都市の文化学術研 究地区における文化学術研究施設の 特別償却	第68条の19第 1 項	10303	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第 1 項	10306	
特定農産加工品生産設備の特別償却	平成28年旧措置法第68条の25第 1 項	10376	
特定地域における電気通信設備の特 別償却(特定信頼性向上設備等の特 別償却)	平成28年旧措置法第68条の26第 1 項	10434 ※	
	第68条の26第 1 項	10573 ※	
	平成28年旧措置法第68条の26第 2 項	10507	

※ 区分番号「10573」は、平成28年 5 月31日以後に特定電気通信設備の取得等をした場合が該当し、同日前に取得等をした特定信頼性向上設備について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合は、区分番号「10434」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第1号)	10119	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第2号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第3号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第4号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第5号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第68条の27第2項第1号	10437 ※1	
	第68条の27第2項第1号	10556 ※1	
	第68条の27第2項第2号	10543 ※2	
	平成26年旧措置法第68条の27第2項第2号	10440 ※2	
	第68条の27第2項第3号	10519 ※2	
	第68条の27第2項第4号	10558	

※1 区分番号「10437」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10556」が該当します。

※2 区分番号「10440」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10519」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	第68条の29第1項	10324	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第68条の31第1項	10330	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「第68条の33第1項第1号イ」又は「第68条の33第1項第2号イ」	10560	
	「第68条の33第1項第1号ロ」又は「第68条の33第1項第2号ロ」	10562	
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	「第68条の34第1項」又は「平成28年旧措置法第68条の34第1項」	10336	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物等の割増償却	第68条の35第1項 (同条第3項第1号イ)	10449 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	「第68条の35第1項」、「平成27 年旧措置法第68条の35第1項」 又は「平成25年旧措置法第68条 の35第1項」 (「第68条の35第3項第1号 ロ」、「平成27年旧措置法第68条 の35第3項第2号ロ」又は「平成 25年旧措置法第68条の35第3項 第2号」)	10452 ※	
	第68条の35第1項 (同条第3項第2号)	10522	
	「第68条の35第1項」又は「平成 27年旧措置法第68条の35第1 項」 (「第47条の2第3項第3号」又 は「平成27年旧措置法第47条の 2第3項第4号」)	10461	

※ 区分番号「10449」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「10452」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第68条の36第1項	10342 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第68条の36第1項	10575 ※	

※ 区分番号「10342」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「10575」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」又は「第68条の40第4項」	10186	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額